

草津市路上喫煙対策委員会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市路上喫煙の防止に関する条例施行規則（平成20年草津市規則第3号）に定める草津市路上喫煙対策委員会の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領にいう公開とは、委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴および議事概要の公表をいう。

(公開方法)

第3条 会議は、広く市民等が参加できるよう配慮し、公開を原則とする。また、議事概要は、市民等に公表する。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、特に定めない。ただし、委員会が議事の進行に支障があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、入場の際、所定の場所で備え付けの傍聴人受付簿に住所および氏名を記載しなければならない。

(傍聴人が遵守すべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛にし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 議事に関して発言し、また、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) みだりに席を離れ、または議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 会議室内での飲食、喫煙はしてはならない。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 会議中は、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。（ただし、委員長の許可を得た場合を除く）
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、あるいは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(傍聴することができない者)

第9条 次に該当する者は、議事の進行に支障があると認め、傍聴することができない。

- (1) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者

(2) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(定めのない事項)

第10条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

付 則

この要領は、平成20年7月25日から施行する。